

00002 7 帳票案件 013 軽自動車税 (種別割)  
 帳票名称  
 図体を参照いただき、第3.0版に向けた変更方針及び資料07をご参照のうえ、P別【構成員への確認事項】に対する判断を4列目にご回答ください。

帳票 形式 P1/P2	選 用 種 別	1.0版 以降	帳票名称	帳票ID	帳票種別 (帳票の形態)	主な出力条件	実装区分	用途 (作務範囲)	用紙サイズ (内容範囲)	代印項目 (内容範囲)	帳票案件との対応	備考	案件の考え方・理由	第2.0版への変更理由 (第1.0版からの変更点)	構成員 (〇〇市) ご回答欄			
															第2.0版から第2.0版への変更理由	①帳票機能の廃止に対する判断	②帳票区分に対する判断	③課税や実装等 (具体的に考慮すべき運用が分かるよう記載してください)
外部	新規		申告(報告)書兼標識交付申請書	新規	第33号の5様式(第16条関係)に基づく地方団体に申告するための文書。軽自動車税システムに既に登録されている車両情報等を印字して出力する。		実装必須 帳票	汎用紙		—	4.3.		当該帳票は記入様式であるが、住所変更の申告を行う対象者等に対して、軽自動車税システムで管理する納税義務者氏名等の情報を印字した申告書を渡すことで市民側の記入負担の軽減になる点で有用であるため、実装必須帳票とした。  また、市外からの転入に伴う申告を行う対象者に対しては、住民記録システムから連携される氏名及び住所の情報を印字した申告書を渡すことを想定している。  なお、納税義務者情報は印字有無を選択可能とする。		【構成員への確認事項】 N別「案件の考え方・理由」のとおり、市民側の記入負担の軽減を実現するため、以下の運用を想定した帳票を定義することを考えています。 ●市外からの転入の場合 ①転入者が転入手続きを行い、住基システムに住民情報が登録される。 ②当該情報を住基システムから軽自動車税システムに連携する。 ③連携された情報をもとに氏名等をあらかじめ印字した当該帳票を軽自動車税の申告者に渡す。(ただし、諸元などの住基システムで管理されていない情報は、これまでどおり申告者に記載いただくこととなります。) ●市内における住所変更等の場合 ①既に軽自動車税システムで管理している情報をもとに氏名や諸元等をあらかじめ印字した当該帳票を軽自動車税の申告者に渡す。  ■上記を踏まえ、以下の3点を確認させてください。 ①当該帳票について、上記に掲げる用途は妥当と考えられますか。(Q列より選択してください。) ②当該帳票は多くの地方団体にとって有用と考え、実装必須帳票としていますが、貴団体において適切と考える実装区分をご回答ください。(R列より選択してください。) ③当該帳票を追加するにあたって、質問や意見等がございましたらご回答ください。(S列にご記入ください。)			